

## 防災工事等の推進に関する基本的な方針 広島県

令和4年4月末時点

## 1 農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	( 5%)	( 0%)	( 2%)	( 47%)	( 3%)	( 42%)	( 100%)	
箇所数	988	16	430	8,794	593	7,935	18,756	

(2)管理者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	( 2%)	( 0%)	( 3%)	( 47%)	( 2%)	( 46%)	( 100%)	
箇所数	368	30	654	8,820	316	8,568	18,756	

※国：行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体：法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

## 2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	1	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	37	
	① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	7	
	② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	21	
	③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
④ 廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)	9		
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	0	
エ	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
オ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	0	
カ	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
キ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	6,503	
ク	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	6,503	
ケ	現に農業用水の貯水池として利用なし	258	
コ	① 今後廃止工事を行うもの	258	
	② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
合計		6,799	